



平成27年度「地域とともにある学校づくり」推進フォーラム
2015.12.04

新しい学校と地域の連携・協働の仕組みの推進

兵庫教育大学長
加治佐 哲也

お話しする内容

Hyogo University of Teacher Education

1. 学校と地域の連携・協働の新しい仕組みの背景とねらい
2. コミュニティ・スクールの推進
3. 「地域学校協働本部」(仮称)の推進
4. 二つの仕組みの連携・協働





(1)学校と地域の連携・協働の仕組みの充実

中央教育審議会答申案「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」(年内答申予定)

○コミュニティ・スクールの全国展開



○「地域学校協働本部」(仮称)の創設と全国展開



(2)学校と地域の連携・協働の新しい仕組みの背景

○子供を取り巻く環境の変化

地域社会の教育力の低下、家庭教育の困難な現状、学校が抱える課題の複雑化・困難化など

○教育改革、地方創生と連動

「社会に開かれた教育課程」、小中一貫教育の制度化、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」など





(3)学校と地域の連携・協働の新しい仕組みのねらい

- 地域とともにある学校への転換
- 子供も大人も学び合い育ち合う教育体制の構築
- 学校を核とした地域づくりと地方創生の推進

→

未来を創り出す子供たちの成長のために、学校のみならず、保護者や地域住民等も含め、国民一人一人が教育の当事者となり、社会総掛かりでの教育の実現を図るということであり、そのことを通じ、新たな地域社会を創り出していく。



○学校運営協議会の目的

学校を応援することで、地域の実情を踏まえた特色ある学校づくりを推進するという役割を明確化



○学校運営協議会の三機能は維持

- ・校長の定める学校運営の基本方針の承認
- ・学校運営に関する教育委員会・校長への意見
- ・教職員の任用に関する意見

○教職員の任用に関する意見については、柔軟な運用を可能とする仕組みを導入



○地域等による学校支援に関する総合的な企画・立案の機能を追加して、地域等との連携・協力を促進

○学校運営協議会委員の任命において、校長の意見を反映する仕組みを導入



○複数校で一つの学校運営協議会を設置できる
仕組み

小中一貫教育などの学校間連携・一貫教育に
対応



○全ての公立学校がコミュニティ・スクールになる
べきであり、教育委員会が積極的にコミュニ
ティ・スクールの設置に努めるような制度的位
置づけとする(「努力義務」)。

○類似仕組みも、地域との連携・協働が組織的・
継続的に確立するので、移行を促す。



○「地域学校協働活動」

地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていく活動

そのことによって大人も学び合い、地域の教育力を再生し、持続可能な地域社会をつくる。



○「地域学校協働本部」の全国展開

学校支援地域本部をベースに

- ・支援から連携・協働
- ・個別の活動から総合化・ネットワーク化
- ・コーディネート機能の充実

○早期に全小・中学校区のカバーを目指す。



3. 地域学校協働本部(仮称)の推進

Hyogo University of Teacher Education

13

- 地域コーディネーターおよび統括的なコーディネーター(新設)の配置、人材の育成・確保、質の向上等



4. 二つの仕組みの連携・協働

Hyogo University of Teacher Education

14

- 両者が相互に補完し高め合うことにより、相乗効果が発揮され、子供の教育の質向上や地域づくりが格段に進む。
- どちらかの設置→もう一方の整備
- 相互の関係者の兼務や情報共有・コミュニケーション
- 学校教育と社会教育の一体化・融合の考え方

